

(公 印 省 略)
産 第 3 0 2 6 5 - 5 1 号
令和 4 年 5 月 2 5 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

**基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
から事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、令和 4 年 5 月 2 3 日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対
処方針」の一部が変更され、4 回目のワクチン接種やマスク着用の考え方の変更
などが盛り込まれました。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等
に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただくとともに、引き続き感染拡大防
止に御協力いただきますようお願いいたします。

(参考 1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和 3 年 11 月 19 日 (令和 4 年 5 月 23 日変更)

(参考 2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更
(令和 4 年 5 月 23 日) (新旧対照表)

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 2 6